

## ○桜井市最低制限価格制度実施要領

平成23年 7 月 1 日告示第133号

### 改正

平成24年 3 月29日告示第58号

平成26年 3 月31日告示第80号

平成29年 9 月28日告示第259号

令和元年 9 月30日告示第181— 2 号

令和 2 年 3 月31日告示第71— 4 号

## 桜井市最低制限価格制度実施要領

### (目的)

**第 1 条** この要領は、桜井市が発注する建設工事並びに測量業務、建築・土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）において、極端な低入札価格による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第 2 項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）により、最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第 2 条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第 2 項に定める最低制限価格をいう。
- (2) 予定価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 3 項に定める予定価格をいう。
- (3) 最低制限基準価格 最低制限価格を算出するため、別紙に規定する方法により算出する額をいう。
- (4) 最低制限比較価格 最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を控除した額をいう。
- (5) 入札書比較価格 予定価格から消費税等相当額を控除した額をいう。
- (6) 最低制限基準比較価格 最低制限基準価格から消費税等相当額を控除した額をいう。

(対象工事等)

**第3条** 最低制限価格の設定は、指名競争入札及び一般競争入札に付す全ての建設工事等の内、低入札価格調査制度の対象となる建設工事等以外の建設工事等を対象とする。ただし、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算定方法)

**第4条** 最低制限価格は、別紙に規定する方法により算出する。

(入札参加者への通知)

**第5条** 最低制限価格を設定する場合は、入札指名通知又は入札公告により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

(最低制限価格等の公表)

**第6条** 最低制限基準比較価格は、設計図書又は入札公告により事前公表し、最低制限比較価格は、入札当日、入札書投函後、開札前に発表するものとする。

2 桜井市電子入札実施要綱（平成31年2月桜井市告示第34-2号）の規定に基づく電子入札等最低制限基準比較価格を変動させない入札（以下「固定型最低制限価格入札」という。）における最低制限比較価格は、設計図書又は入札公告により事前公表するものとする。

(落札者の決定等)

**第7条** 最低制限比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は当該入札をした者を失格とする。

2 入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者はこの者のうち最低の価格をもって入札をした者（同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定した者）を落札者とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(要領の廃止)

2 桜井市最低制限価格制度試行要領（平成20年7月桜井市告示第125号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月29日告示第58号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月31日告示第80号）

この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成29年 9 月28日告示第259号）

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年 9 月30日告示第181— 2 号）

この要領は、令和元年10月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月31日告示第71— 4 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別紙（第4条関係）

別紙（第4条関係）

### 最低制限価格の算定方法

#### 〔算定方法〕

最低制限価格は、下記の公式により求められる最低制限基準価格を基に、別に市長の定める方法により変動を加えて決定する。  
なお、固定型最低制限価格入札の場合は、「最低制限基準価格」とあるのは「最低制限価格」と読み替えるものとする。

#### <工 事>

最低制限基準価格は、予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[ \alpha = \frac{(\text{「直接工事費の97\%」} + \text{「共通仮設費の90\%」} + \text{「現場管理費の90\%」} + \text{「一般管理費等の55\%」}) \times 1.10}{\text{「予 定 価 格」}} \right]$$

① 7.5/10 ≤ α ≤ 9.2/10 の場合

$$\rightarrow \text{最低制限基準価格} = \frac{(\text{「直接工事費の97\%」} + \text{「共通仮設費の90\%」} + \text{「現場管理費の90\%」} + \text{「一般管理費等の55\%」}) \times 1.10}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}}$$

② 7.5/10 > α の場合 → 最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 7.5/10}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}} \times 1.10$

③ 9.2/10 < α の場合 → 最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 9.2/10}{\uparrow \text{千円未満切り捨て}} \times 1.10$

#### <土木関係の建設コンサルタント業務>

最低制限基準価格は、予定価格の6/10～8/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[ \alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の額の90\%」} + \text{「一般管理費等の48\%」}) \times 1.10}{\text{「予 定 価 格」}} \right]$$

① 6/10 ≤ α ≤ 8/10 の場合

$$\rightarrow \text{最低制限基準価格} = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の額の90\%」} + \text{「一般管理費等の48\%」}) \times 1.10}{\uparrow \text{1万円未満切り捨て}}$$

② 6/10 > α の場合 → 最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 6/10}{\uparrow \text{1万円未満切り捨て}} \times 1.10$

③ 8/10 < α の場合 → 最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8/10}{\uparrow \text{1万円未満切り捨て}} \times 1.10$

#### <測量業務>

最低制限基準価格は、予定価格の6/10～8.2/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[ \alpha = \frac{(\text{「直接測量費の額」} + \text{「測量調査費の額」} + \text{「諸経費の48\%」}) \times 1.10}{\text{「予 定 価 格」}} \right]$$

① 6/10 ≤ α ≤ 8.2/10 の場合

$$\rightarrow \text{最低制限基準価格} = \frac{(\text{「直接測量費の額」} + \text{「測量調査費の額」} + \text{「諸経費の48\%」}) \times 1.10}{\uparrow \text{1万円未満切り捨て}}$$

② 6/10 > α の場合 → 最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 6/10}{\uparrow \text{1万円未満切り捨て}} \times 1.10$

③ 8.2/10 < α の場合 → 最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8.2/10}{\uparrow \text{1万円未満切り捨て}} \times 1.10$

<地質調査業務>

最低制限基準価格は、予定価格の2/3~8.5/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[ \alpha = \frac{(\text{「直接調査費の額」} + \text{「間接調査費の90\%」} + \text{「解析等調査業務費の80\%」} + \text{「諸経費の48\%」}) \times 1.10}{\text{「予定価格」}} \right]$$

①  $2/3 \leq \alpha \leq 8.5/10$  の場合

$$\rightarrow \text{最低制限基準価格} = \frac{(\text{「直接調査費の額」} + \text{「間接調査費の90\%」} + \text{「解析等調査業務費の80\%」} + \text{「諸経費の48\%」}) \times 1.10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}}$$

②  $2/3 > \alpha$  の場合  $\rightarrow$  最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 2/3}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.10$

③  $8.5/10 < \alpha$  の場合  $\rightarrow$  最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8.5/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.10$

<建築関係の建設コンサルタント業務>

最低制限基準価格は、予定価格の6/10~8/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[ \alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「特別経費の額」} + \text{「技術料等経費の60\%」} + \text{「諸経費の60\%」}) \times 1.10}{\text{「予定価格」}} \right]$$

①  $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$  の場合

$$\rightarrow \text{最低制限基準価格} = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「特別経費の額」} + \text{「技術料等経費の60\%」} + \text{「諸経費の60\%」}) \times 1.10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}}$$

②  $6/10 > \alpha$  の場合  $\rightarrow$  最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 6/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.10$

③  $8/10 < \alpha$  の場合  $\rightarrow$  最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.10$

<補償関係コンサルタント業務>

最低制限基準価格は、予定価格の6/10~8/10の範囲内で次のとおり。

$$\left[ \alpha = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の額の90\%」} + \text{「一般管理費等の45\%」}) \times 1.10}{\text{「予定価格」}} \right]$$

④  $6/10 \leq \alpha \leq 8/10$  の場合

$$\rightarrow \text{最低制限基準価格} = \frac{(\text{「直接人件費の額」} + \text{「直接経費の額」} + \text{「その他原価の額の90\%」} + \text{「一般管理費等の45\%」}) \times 1.10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}}$$

⑤  $6/10 > \alpha$  の場合  $\rightarrow$  最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 6/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.10$

⑥  $8/10 < \alpha$  の場合  $\rightarrow$  最低制限基準価格 =  $\frac{\text{「入札書比較価格」} \times 8/10}{\uparrow 1 \text{万円未満切り捨て}} \times 1.10$